

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 平尾高架橋補修工事

質問書No.	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図78/123、 特記仕様書22-5-2(4)	張出下面に既設水切り埋め戻しが図示されており、特記仕様書22-5-2(4)に既設の水切り(凹型)の処理、が記載されています。現地を目視にて確認したところ凹型の水切り部を見つけられなかったのですが、設計上はどの程度の数量を埋める必要があると想定されているのか、ご教示願います。	既設の凹型水切りは、上り線の路肩側張り出し部下面のはく落対策箇所にあります。
2	特記仕様書16-2	16-2 建設副産物の活用等に要する費用、として建設汚泥、廃プラスチック(橋梁排水管)、廃プラスチック(簡易はく落防止ネット)の処理費用は監督員と協議し定めるものとする。とあることから、当初発注時の金抜設計書にはこれらの既設部からの撤去費用は含まれるが、処分場までの積込費と運搬費と処分費は含まれていないと考えて良いでしょうか。	そのとおりです。
3	特記仕様書22-4-2(3)5)	22-4-2(3)5) コンクリートはつり工で、汚泥、コンクリート塊の処分に必要な一時貯留場所から処分場までの運搬、処分に要する費用については監督員と受注者で別途協議し定めるものとする。とあることから当初発注時の金抜設計書には、はつり工で発生するコンクリート塊300tの一時貯留場所から処分場までの運搬処分費は含まれていないと考えて良いでしょうか。	そのとおりです。